

●香川県監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成23年7月1日

香川県監査委員 仲 山 省 三
同 鍋 嶋 明 人
同 綾 田 福 雄
同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 健康福祉部
- 2 監査対象年度 平成22年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
障害福祉相談所	平成23年4月12日
中讃保健福祉事務所	”
東讃保健福祉事務所	平成23年4月13日
食肉衛生検査所	”
西讃保健福祉事務所	”
斯道学園	平成23年4月15日
子ども女性相談センター (西部子ども相談センター)	”
保健医療大学	”
精神保健福祉センター	平成23年4月19日
障害福祉課	平成23年5月10日
子育て支援課	”
保育専門学院	”
薬務感染症対策課	平成23年5月11日
医務国保課	”
生活衛生課	”
長寿社会対策課	平成23年5月13日
健康福祉総務課	”
川部みどり園	平成23年6月2日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入事務について

(ア) 母子寡婦福祉資金貸付金返納金について、平成18年度の未収金にもかかわらず督促状を

発行していなかった。(西讃保健福祉事務所)

(イ) 老人・障害者居室等整備資金の貸付けについて、催告書を送付していないなど約2年間債権管理事務が適切に行われていなかった。(健康福祉総務課)

(ウ) 理学療法士及び作業療法士修学資金の貸付けについて、免除、返還手続きがとられていないなど約5年間管理事務が適切に行われていなかった。(医務国保課)

イ 支出事務について

(ア) 物品について、新たな取引を廃止されている県庁生協から購入しているものがあった。(障害福祉課)

(イ) 納品書等について、年間を通じ、日付が記載されていないとともに、受付印も押印していないものがあった。また、物品要求部門と物品調達部門の分離を徹底する必要がある。(川部みどり園)

ウ 旅費の支給について

(ア) 県内旅費の支給について、支給誤りがあったので、返納させる必要がある。(保健医療大学)

(イ) 県外旅費について、駐車場料金の支給漏れがあるため、追給する必要がある。(精神保健福祉センター)

エ 手当の支給について

通勤手当の加算(高速道路の利用)について、勤務していない日に支給しているものがあったので、返納させる必要がある。(子育て支援課)

オ 委託契約について

(ア) 「結核管理検診及び接触者検診業務」について、接触者検診の健康診断の記録の提出が検診の3か月後と遅いものがあったので、速やかに提出を求める必要がある。(東讃保健福祉事務所)

(イ) 作業環境測定業務の委託について、契約書記載の測定点数が誤っており、履行確認も不十分であった。(食肉衛生検査所)

カ 物品の管理について

(ア) 借入物品である学内情報システム及び学内パソコンについて、借入品出納保管簿に登録する必要がある。また、各賃貸借契約書添付の仕様書に基づく保守実績報告書の提出を求めているいなかった。(保健医療大学)

(イ) 指定管理者に対し年度途中に貸し付けた備品5件について、貸付契約を締結する必要がある。(障害福祉課)

(3) 検討指示事項

該当事項なし